

## 山口県工業用水需要開拓強化リスティング広告等運用業務仕様書

### 1 業務の名称

山口県工業用水需要開拓強化リスティング広告等運用業務

### 2 業務の目的

リスティング広告等の活用により、山口県工業用水の需要開拓を強化する。

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### 4 広告掲出期間

令和8年9月から6か月間程度を想定している。

具体的な期間については、契約後、委託者との協議により決定するものとする。

### 5 業務内容

(1) リスティング広告等の掲出に必要な設定、運用及び広告掲出状況の管理

ア Google広告（検索広告（リスティング広告）及びディスプレイ広告）による広告配信を実施すること。

なお、効果向上の観点からGoogle広告以外のウェブ広告媒体の活用についても継続的に検討し、積極的に提案すること。当該媒体を活用する場合、委託者の事前承認を得た上で、当該媒体に係る設定及び運用を実施すること。

イ コンバージョン計測に必要な設定（コンバージョンタグ等の設定を含む。）を行うこと。なお、設定方法、計測対象、計測条件等の詳細は、契約締結後に委託者と協議の上決定すること。

ウ 検索広告について、キーワード設定（除外キーワードを含む。）等、配信に必要な設定を行うこと。

エ ディスプレイ広告について、オーディエンス設定等、配信に必要な設定を行うこと。また、バナー等の広告クリエイティブ（以下「バナー等」という。）を作成又は用意すること。

オ イ～エに定める設定に加え、効果向上が見込まれる設定変更、改善施策（例：ターゲティング、入札戦略、クリエイティブ改善等）を継続的に提案し、委託者と協議の上実施すること。

カ やむを得ない事情によりイ～エの設定の全部又は一部が実施できない場合は、速やかに委託者に報告し、対応方針について委託者と協議すること。

キ 契約締結後、速やかにア～オに係る初期設定案を作成し、委託者に提出すること。なお、設定内容は運用状況等に応じ、委託者と協議の上変更することがある。

ク 前各号に定めるほか、広告の掲出に必要な一切の設定、運用及び掲出状況の管理（進捗管理、配信調整、改善提案の実施を含む。）を行うこと。

(2) (1) の広告におけるランディングページの制作及び管理

ア (1) の広告のリンク先となるランディングページ（以下「LP」という。）を用意し、公開すること。LPの用意に当たっては、新規に作成し、又は受託者が過去に作成したLPを改修して用いることができる。LPの仕様、掲載内容、構成、必要機能等は、契約締結後に委託者と協議の上決定すること。

過去に作成したLPを用いる場合、受託者は、当該LPを本件業務に利用し、かつ委託者に納品できる権限を有することを保証すること。

イ LPの公開に必要となるドメイン及びサーバー（ホスティング環境を含む。）を用意すること（既存のものを用いる場合を含む。）。

ウ LPが(1)の広告のリンク先となるよう必要な設定を行い、公開後も適切に管理（表示確認、軽微な修正対応、計測不備の是正等）すること。

エ 本件業務終了後、委託者が継続してLPを利用できるよう、委託者が必要とするデータ等一式を納品すること。

(3) (1) の広告の運用実績レポートの提出

ア 広告掲出開始から1か月経過するごとに、その時点の運用実績レポートを速やかに提出すること。

イ 広告掲出期間終了後、最終の運用実績レポートを速やかに提出すること。

ウ ア及びイのレポートには、運用実績の分析及び改善提案を含めること。改善提案では、運用状況等を踏まえ必要に応じて、広告媒体の追加提案、広告設定の追加又は見直し（キーワード（除外キーワードを含む。）、ターゲティング、入札戦略、広告フォーマットの選定及び見直し、拡張機能（広告アセット等）及び配信機能（リマーケティング設定等）の活用等）、クリエイティブ、予算配分など、効果向上が見込まれる改善策を積極的に提案すること。レポートの記載項目、提出方法等は委託者と協議の上決定する。

## 6 出稿額及び委託料

(1) 本業務に係る委託料は契約書に定める額とし、本業務の履行に要する一切の費用（広告媒体への広告費、制作費、運用費、ドメイン・サーバー費用その他本業務遂行に必要な費用を含む。）を含むものとする。委託者及び受託者は、委託料とは別に広告費その他の実費精算を行わない。

(2) 本業務において広告媒体に支出する広告費（以下「出稿額」という。）の上限額は、合計1,100,000円（税別）とする。受託者は、掲出期間内において、広告媒体に支払う広告費の累計額が当該上限額を上回らないよう管理すること。ただし、出稿額を可能な限り消化する目的で、社会通念上軽微な範囲で当該上限額を上回る場合は、この限りでない。

(3) 業務期間中、受託者は広告媒体（Google広告等）に対する広告費を立替えて支払うこと。

(4) 出稿額の媒体別・キャンペーン別の配分は、契約締結後、委託者と協議の上決定する。配分の変更及びGoogle広告以外の媒体の利用は、委託者の事前承認を得

て実施するものとし、当該媒体に係る広告費を含め、出稿額は（２）の上限額の範囲内とする。ただし、（２）ただし書の適用を妨げない。

（５）掲出期間内において、（２）の上限額（同ただし書きを含む。）の範囲内で出稿額を可能な限り消化できるよう、配信計画の策定及び運用調整を行うこと。出稿額の不消化が見込まれる場合は、改善が見込まれる施策（設定変更、媒体・配分見直し、その他の対応案を含む。）を速やかに提案し、委託者と協議の上実施すること。

（６）前項に定める提案及び運用調整その他必要な対応を行ったにもかかわらず出稿額に不消化が生じた場合、委託料の減額、返金その他これに類する精算は行わない。ただし、受託者の責めに帰すべき事由により出稿額に不消化が生じた場合は、（１）にかかわらず、この限りでない。

## 7 成果品

（１）成果報告書 1部

（２）5（２）の納品データ 一式

（３）5（３）の運用実績レポート 一式

## 8 その他留意事項

（１）業務は、委託者と随時打ち合わせの上、実施すること。

（２）具体的な業務の実施方法及び本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議の上、決定するものとする。

（３）業務内容については、委託者及び受託者の協議により、追加、修正及び削除することがある。

（４）本業務の成果品の著作権及び所有権は委託者に帰属する。